○国土交通省令第十三号

宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十六号）の施行に伴い、並びに宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令

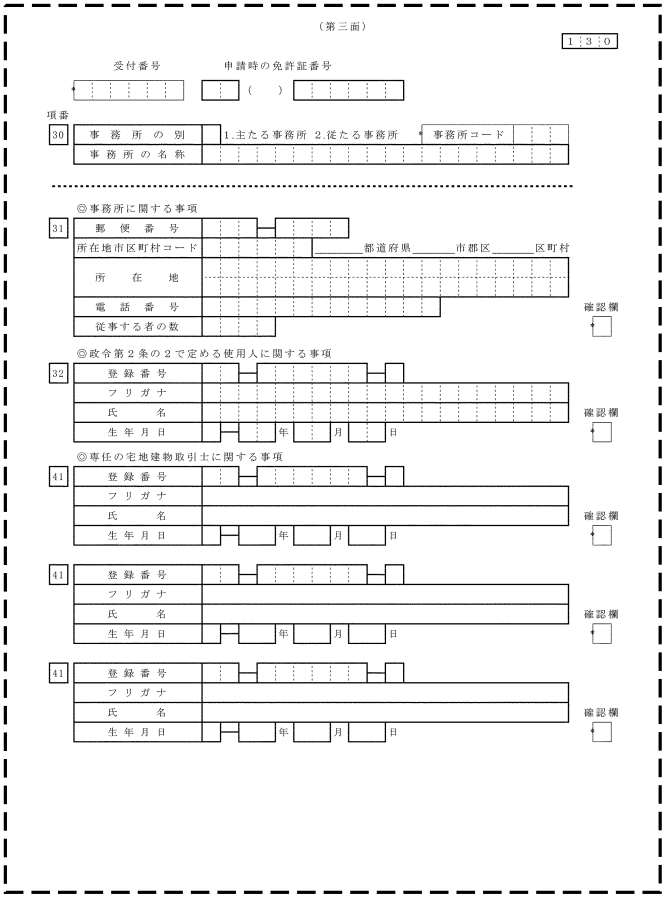
（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第一条　宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（登録の申請） **第十四条の三**　［略］ 2～4　［略］ 5　第一項の登録申請書、第三項第二号の書面のうち法第十八条第一項の実務の経験を有する者であることを証する書面及び第三項第五号の誓約書の様式は、それぞれ別記様式第五号、別記様式第五号の二及び別記様式第六号によるものとする。 （身分証明書の様式） **第三十条**　法第七十二条第四項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第二十四号によるものとする。	（登録の申請） **第十四条の三**　［同上］ 2～4　［同上］ 5　第一項の登録申請書、第三項第三号の書面のうち法第十八条第一項の実務の経験を有する者であることを証する書面及び第三項第五号の誓約書の様式は、それぞれ別記様式第五号、別記様式第五号の二及び別記様式第六号によるものとする。 （身分証明書の様式） **第三十条**　法第七十二条第三項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第二十四号によるものとする。

別記様式第一号（第一条関係）



別記様式第一号（第一条関係）

